

## 見守り 新鮮情報

# 「〇〇ペイで返金 します」と言われ たら詐欺を疑って



ネットで腕時計を購入し、**前払い**で**個人名義の口座**に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と**無料通話アプリ**でやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「**〇〇ペイで返金する**」と言われ、指示された通りに**数字**等の**入力**を繰り返した。気づいた

ときには、約10万円**送金**させられていた。販売業者にメールをするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。(60歳代)

## ひとこと助言



- ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**や最寄りの警察等にご相談ください（消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第494号（2024年10月17日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）



# 見守り 新鮮情報



**事例1** 自宅に**電話**があり、**海産物**の購入を勧められた。**断った**のだが、海産物が**送られて**きて、**代引き**で受け取った。強引に送られてきたものなので返金してほしい。(90歳代)



**事例2** 海産物販売業者から突然**電話**があり、**海産物の勧誘**を受けた。断ったが「売れなくて**困っている**。損はさせない」と**しつこく**言われ、約2万円の商品を買うことを**承諾**してしまった。その後、どんなものが来るか心配になり、**断ろう**と何度も電話したが**連絡がつかない**。(60歳代)

## 海産物の 電話勧誘トラブルに注意

### ひとこと助言

断ったのに送られてきたら  
受取拒否



見守るくん

- 電話勧誘で海産物の購入をしつこく迫られた、断ったのに送られてきたなどの相談が寄せられています。少しでもおかしいと感じたらきっぱり断りましょう。
- ナンバーディスプレイ機能を利用し、知らない電話には出ない、あるいは常時留守番電話にしておくのも一法です。
- 断ったにも関わらず送り付けられた商品については、代金を支払う必要はありません。商品が届いてしまっても代金は支払わず、送り主の名称や所在地をメモしてから、受取拒否をしましょう。
- 電話勧誘販売の場合は特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフができます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第495号(2024年10月24日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

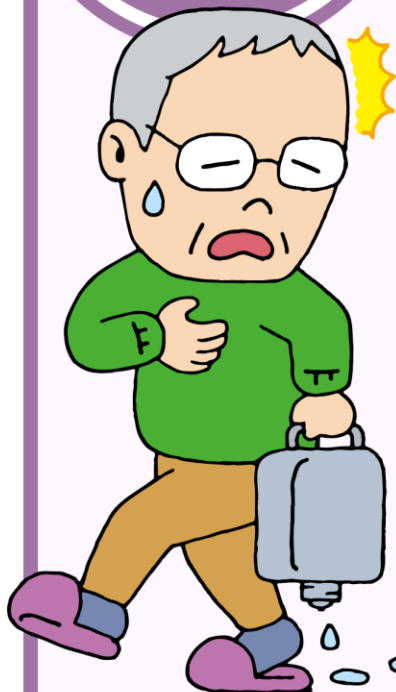
消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



## 見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

20年以上前に製造された石油ファンヒーターを使用している。灯油が残った状態でカートリッジ式のタンクに給油しようと、タンクを持ち上げたら、灯油が漏れた。危ないのでメーカーに苦情を申し出たら「**機器が古い**ため、フィルター周辺部品の**劣化の可能性**がある。そのフィルターはもう製造していない」と言われた。古い製品だが、使用を続けたいと思っている。(70歳代)

# 重大な事故 につながる おそれも! 長期使用の 石油ファンヒーター

## ひとこと助言

異常を感じたら  
使用中止!



見守るくん

- 石油ファンヒーターは、長く使用しているうちに、熱や湿気、ほこりなどの影響で部品が劣化して発煙・発火し、場合によっては火災などの重大な事故につながる可能性があります。
- 業界団体等では、石油ファンヒーターの点検・取替の目安を8年としていますが、たとえ年数が経っていても、機器に異常を感じたら、ただちに使用を中止してメーカーや販売店に点検・修理を依頼してください。
- 石油ファンヒーターを含む「石油ストーブ」は、消費生活用製品安全法の特定製品として指定されており、国により安全基準が定められています。PSCマークがついている石油ファンヒーターは、カートリッジタンクのふたが改善され、また、給油時消火装置や不完全燃焼防止装置の設置が義務付けられるなど安全性が強化されています。
- 安全のためには製品の買い替えも検討しましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第496号（2024年10月31日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン  
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）





# 見守り 新鮮情報

- 家具の置き方**、工夫していますか？  
…地震の際は倒れてきた家具で大けがをする可能性があります。
- 食料・飲料などの**備蓄**、十分ですか？  
…電気やガス、水道などのライフラインが止まる可能性があります。
- 非常用持ち出しバッグ**の準備、できていますか？  
…災害はいつ起こるかわかりません。
- ご家族同士の安否確認方法**、決まっていますか？  
…被災地への電話が殺到し、回線が混雑して大変つながりにくくなります。
- 避難場所**や**避難経路**、確認していますか？  
…地震、津波、豪雨、噴火など災害の種類によって安全な避難場所が異なります。



©Kurosaki Gen

## 地震、豪雨… 災害が 起きる前にできること

### ひとこと助言

備えあれば  
憂いなし



見守るくん

- ☆家具が倒れないよう、壁に固定しましょう。倒れた時に出入り口をふさいだりしないよう、家具の向きや配置を工夫しましょう。
- ☆電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合に備え、普段から飲料水や保存の効く食料などをローリングストック(日常備蓄)しておきましょう。
- ☆非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めておき、いつでもすぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- ☆ご家族との連絡手段には、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板web171などを活用しましょう。
- ☆各自治体で防災情報を出しています。地域のハザードマップでどのような危険があるかや避難場所、避難経路等を確認しておきましょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第497号(2024年11月14日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188(いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)



# 見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

災害はいつどこで起こるか分かりません。  
**外出時**は一晚を過ごせる程度の  
**防災グッズ**を**ポーチ**等にまとめて  
**持ち歩きましょう。**

- 飲食物…水、携帯食
- 装備品…ホイッスル、ライトなど
- 情報関連…モバイルバッテリー、現金など
- 救急・衛生用品…持病薬、携帯トイレ、マスクなど
- 防寒用品…使い捨てカイロ、アルミ製保温シート
- 汎用品…手ぬぐい、ポリ袋など
- 飲食物…水、携帯食
- 装備品…ヘルメット、軍手、運動靴など
- 情報関連…家族の写真、筆記用具、現金など
- 救急・衛生用品…持病薬、救急箱、携帯セット、歯磨きセット、ウェットティッシュ、生理用品、紙おむつなど
- 汎用品…タオル、布製ガムテープ、ラップなど
- その他…衣類・下着、通帳・保険証券等のコピーなど

# 地震、豪雨… 準備しておく 防災グッズ のリスト

**避難**等に備え、防災ポーチの他に  
**非常持ち出し品**を用意し、  
**リュック**などに入れて**寝室**や  
**玄関**などに**置きましょう。**

## ひとこと助言

各家庭に  
合った  
量や備品を!



見守るくん

上記は目安です。各家庭に合った量や備品を準備しましょう。  
このほか、自宅で避難生活を送る場合に備え、一人当たり  
最低3日分、できれば1週間分の備蓄をしましょう。普段使用  
している食品は多めに買い置き、消費したら買い足すローリング  
ストック(日常備蓄)の流れを作るとよいでしょう。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第498号 (2024年11月21日) 発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう!

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209

平日9:00~17:30、土日10:00~16:00 (年末年始・祝日休み)





見守り  
新鮮情報



# 実在する 事業者をかたり未納料金を を請求する詐欺に注意

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で50万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。(80歳代)

## ひとこと助言

言われるまま  
支払わないで



見守るくん

- 実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
- コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
- 不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
- 心配なときは、お住まいの自治体の消費生活センターや最寄りの警察等にご相談ください(消費者ホットライン188、警察相談専用電話「#9110」番)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第499号(2024年11月28日)発行：独立行政法人国民生活センター

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)





# 子どもに持たせるスマホには ペアレンタルコントロール機能を

## 事例

中学生の息子は、私名義で契約し息子を利用者登録したスマートフォンを使用している。このスマホの通信料金は私がクレジットカードで支払っているが、キャリア決済料を含めた料金が高額なことに気づき内訳を調べると、この5カ月間で約5万円がオンラインゲームのアプリ



©Kurosaki Gen

で使われていたことが分かった。今は息子のスマホにフィルタリングをかけ、キャリア決済の上限額を引き下げたが、そのように予防ができることを知らなかった。  
(当事者:中学生)

## ひとことアドバイス

- フィルタリング等の設定や利用のルール作りなど、子どもに安全に使用させるために、ネットの利用環境を整えましょう。
- 子どもに持たせるスマホは、ペアレンタルコントロールの機能を利用して保護者がアカウントを管理しましょう。また、保護者のアカウントに決済完了メールが届くよう設定し、メールや料金明細を日頃からチェックしましょう。
- 保護者の同意のない未成年者契約は民法上取り消せますが、保護者アカウントでログインした端末機器で課金した場合、アカウント所有者である保護者が決済を行ったとみなされる場合があります。困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。



さぼーとくん

発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188（いやや）

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00（年末年始・祝日休み）







# ブラインド等のひもで 低酸素状態に 危険性を十分に 認識して!

## 事例

ブラインドのひもに首が引っかかり、足が浮いた状態の子どもを保護者が発見した。ひもは高い位置で結んでいたが、椅子にのぼってひもを手に取り、首に引っかかり落ちてしまったと思われる。子どもは低酸素状態となり、病院に行ったが幸い治療には至らずに済んだ。（当事者：2歳）



©Kurosaki Gen

## ひとことアドバイス

- 家庭用室内ブラインドにはJIS規格が制定されています。JISは「一定の荷重によって、子どものけい(頸)部への荷重が解放される機能をもつ」「子どもの頭部が挿入可能なループを形成しない」「取り外せる仕組みがあるコードで、取り外しても室内ブラインドとしての機能が損なわれない」などのうち、少なくともどれか1つを満たすよう規定しています。
- これからブラインド等を購入する際は、子どもの手が届く高さにはひものない商品や、一定の重さが掛かるとひものつなぎ目が外れる機能のある商品など、安全対策の施された商品を選びましょう。また、ひもで操作しないタイプの商品も検討しましょう。
- ひものある商品を使用している場合は、子どもの手が届かない高さにはひもをまとめ、クリップ等で留めましょう。
- ベッドやソファに乗って、ひもに近づかないように、家具類の配置にも気をつけましょう。

さぼーとくん



発行：独立行政法人国民生活センター

本文イラスト：黒崎 玄

消費生活トラブルは、  
ひとりで悩まず、相談しよう！

消費者ホットライン  
188 (いやや)

岩手県立県民生活センター【消費生活相談電話】019-624-2209  
平日9:00~17:30、土日10:00~16:00(年末年始・祝日休み)

